

令和3年度 第2回 子ども・子育て会議次第（書面開催）

1 議 題

①四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～の一部変更について 【資料1】

②令和4年4月開設予定家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について 【資料2】

③令和4年4月開設予定保育所等の利用定員の設定に係る意見聴取について 【資料3】

2 その他

四街道市こどもプラン

～第2期子ども・子育て支援事業計画～

一部変更（案）

令和4年1月27日

四街道市

令和3年度におけるこどもプランの一部変更について

1. 計画変更の趣旨

本市では、子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化に対応し、抱えている課題や困難等に寄り添いながら、子どもの最善の利益を実現するための包括的な支援を計画的に推進するため、令和2年3月に「四街道市こどもプラン～第2期子ども・子育て支援事業計画～」を策定しました。

現在は当該計画の期間中ですが、令和3年4月1日から子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業が拡充されたことに伴い、新規事業を市の施策として追加するため、本案のとおり計画を変更することとしました。

つきましては、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、今回の計画変更に関して、本審議会においてご意見を伺うものです。

【参考：子ども・子育て支援法（抄）】

第六十一条（略）

2～6（略）

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8～10（略）

2. 変更内容

地域子ども・子育て支援事業の一つである多様な事業者の参入促進・能力活用事業（以下「新事業」といいます。）として、令和4年4月1日から地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援を実施します。

《基本方針1》多様な子育て支援の充実

基本施策1. 就学前の教育・保育の充実

取組内容(4) 幼児教育・保育の保護者負担の軽減【こどもプランP45】

施策名	施策内容	担当課
③多様な事業者の参入促進・能力活用事業	小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動であつて、地域において重要な役割を果たしていると認められる事業の利用者に対し、当該事業における利用料の一部を補助します。	保育課

3. 新事業の概要

次のとおり国が示す要綱と同様の基準で給付事業を実施します。

(1) 支援対象経費	対象施設等を利用する満3歳以上の幼児の保育料
(2) 給付上限額	対象幼児1人当たり月額20,000円
(3) 給付方法	保護者からの申請に基づく償還払い
(4) 対象施設等の基準	主な基準は①～⑤のとおり
①職員	3歳児20人につき1人＋4歳以上児30人につき1人 (最低2人以上) 職員のうち3分の1以上が幼稚園教諭、保育士等
②設備	保育室の面積：幼児1人当たり1.65㎡以上 必要設備：調理室、トイレ、手洗用設備、遊具等 ※いずれも野外保育の場合を除く
③対象施設等	開所時間：概ね1日4時間以上8時間未満 開所日数：週5日以上かつ年間39週以上
④非常時の対応	消火用具の設置 非常災害に対する計画策定及び訓練の実施
⑤幼児の処遇等	教育・保育計画等の作成 幼児の健康管理・安全管理 職員・幼児の処遇に関する帳簿の整備 適切な会計処理
(5) 事業費の負担割合	国、県、市それぞれ3分の1ずつ

4. 対象施設等

現在のところ、市内で野外保育事業を実施する事業者1者が、新事業の対象施設等となるための適合審査を希望しています。当該事業者は、平成24年度から野外保育事業を継続しており、地域において重要な役割を果たしている集団活動と認められます。

(1) 事業者名	よつかいどう野外保育さとのたね
(2) 対象児童	4歳以上児 定員15人程度 (うち四街道市民の現員6名程度)
(3) 活動場所	たろやまの里、フォレスト南波佐間の森等
(4) 活動日	週5日(月曜日～金曜日) 9時30分～14時
(5) 保育料	月額32,000円(令和4年度から)
(6) 保育担当者	常勤2名(うち有資格者1名)＋保育ボランティア数名
(7) 対象施設等の基準	適合見込み

令和4年4月開設予定家庭的保育事業等 の認可に係る意見聴取について

令和4年1月27日
保育課

家庭的保育事業等の認可に係る意見聴取について

(1) 意見聴取の概要

令和4年4月の開所を予定（保育所にあつては千葉県による認可が前提）した補助事業による認可保育所等の運営事業者を公募し、令和3年6月10日付けで設置・運営事業予定者として決定しました認可保育所1か所及び小規模保育事業所3か所のうち、小規模保育事業所3か所の事業者から、家庭的保育事業等の認可を受けるための申請がありました。

児童福祉法第34条の15第4項の規定により、市町村長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないとされていることから、上記小規模保育事業の認可について本審議会においてご意見を伺うものです。

(2) 当市における保育の現状

現在当市には、分園を含む保育所20か所、認定こども園1か所及び小規模保育事業所6か所の計27か所の保育施設があり、その入所状況は以下のとおりです。

（単位：人）

	利用定員	入所児童数 (a)		待機児童数 (b)		計 (a+b)
	R3. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R3. 4. 1
0歳児	133	90	102	0	0	102
1、2歳児	561	486	595	74	0	595
3～5歳児	894	768	821	0	0	821
計	1,588	1,344	1,518	74	0	1,518

※待機児童数は国基準に基づくものです。

※上記以外に、R2. 4. 1現在で61人、R3. 4. 1現在で76人が他市の保育所を利用しています。

(3) 小規模保育事業の認可基準

四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月30日条例第16号）において、認可基準等が規定されています。

なお、今年度の募集は小規模保育事業A型に限って行いました。

【小規模保育事業】

類型	定員	職員資格	保育室又は遊戯室の面積 (1人当たり)
A型	6～19人	保育士	0・1歳児：3.3㎡ 2歳児：1.98㎡
B型	6～19人	1/2以上が保育士 ※保育士以外には研修を実施	
C型	6～10人	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	0～2歳児：3.3㎡

家庭的保育事業等の認可について

(1) 認可に当たっての考え方

「四街道市こどもプラン」の量の見込みと計画の進捗状況を踏まえた上で、「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「四街道市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を満たす事業を認可するものとしています。

(2) 対象施設の認可

次に掲げる3事業については、次項の「認可を予定する家庭的保育事業等」のとおり「四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」所定の設備、面積及び職員の配置等の基準を満たしており、かつ、保育需要が増加している本市において、保育定員を増加する必要があるため、本事業を認可することが妥当であると考えます。

【対象施設】

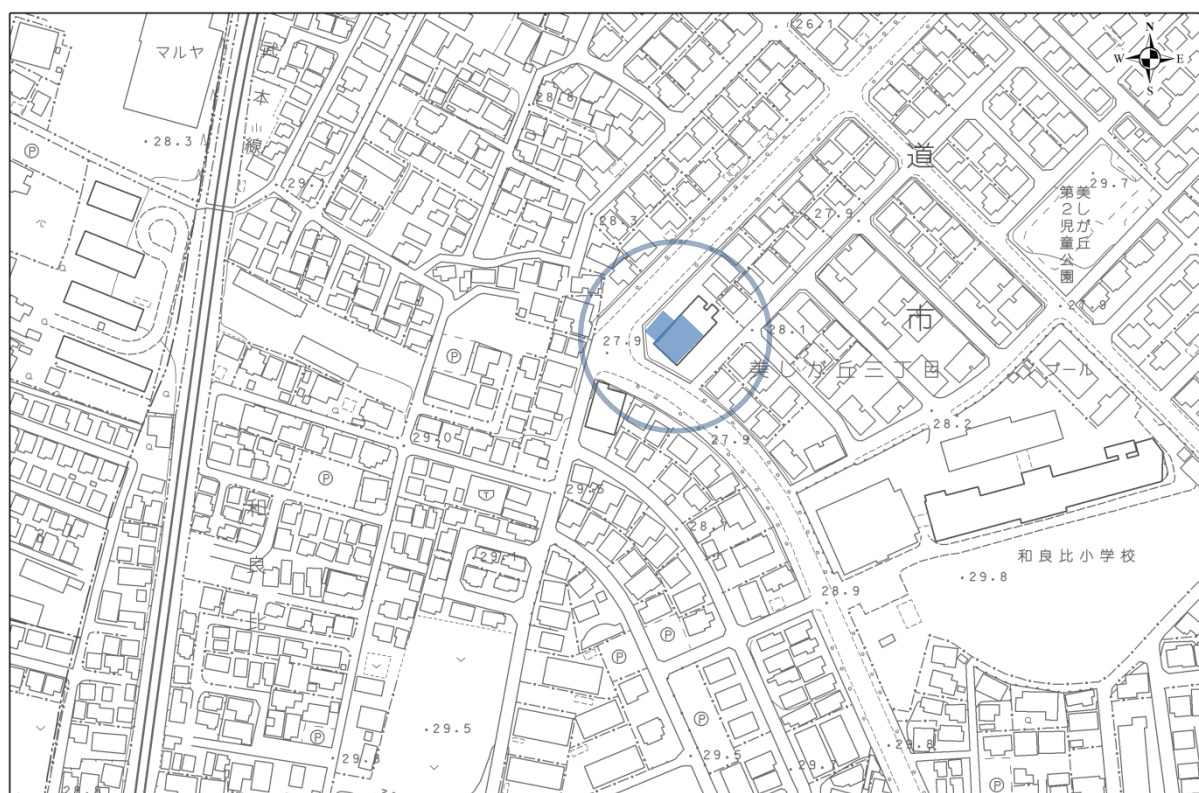
No.	事業所名称	事業所所在地	種別・定員
1	オンジュソリアル保育園 よつかいどう園	四街道市美しが丘3丁目 7番地11、7番地12	小規模保育事業所・ 19人
2	ベアキッズ四街道駅前園	四街道市鹿渡2002番地10	小規模保育事業所・ 19人
3	しあわせいっぱい保育園 四街道	四街道市大日288番地1	小規模保育事業所・ 19人

認可を予定する家庭的保育事業等

No.1 オンジュソリール保育園 よつかいどう園

事業所名称	オンジュソリール保育園 よつかいどう園	
事業所所在地	四街道市美しが丘3丁目7番地11、7番地12	
事業者名称	株式会社 グローバルナビゲーション	
代表者職・氏名	代表取締役 渡邊 彰	
認可定員	(3号認定) 0歳	0人
	(3号認定) 1歳	9人
	(3号認定) 2歳	10人
	合計	19人
職員の配置	最低基準：保育士4人	配置予定数：保育士6人 ※非常勤保育士を常勤換算した数を含む
保育室の有効面積	69.67㎡ (>49.5㎡=3.3㎡×9人+1.98㎡×10人)	
屋外遊戯場	46.50㎡ (>33.0㎡=3.3㎡×10人)	
給食の実施	自園調理	
連携施設	あい・あい保育園 四街道園	

【位置図】



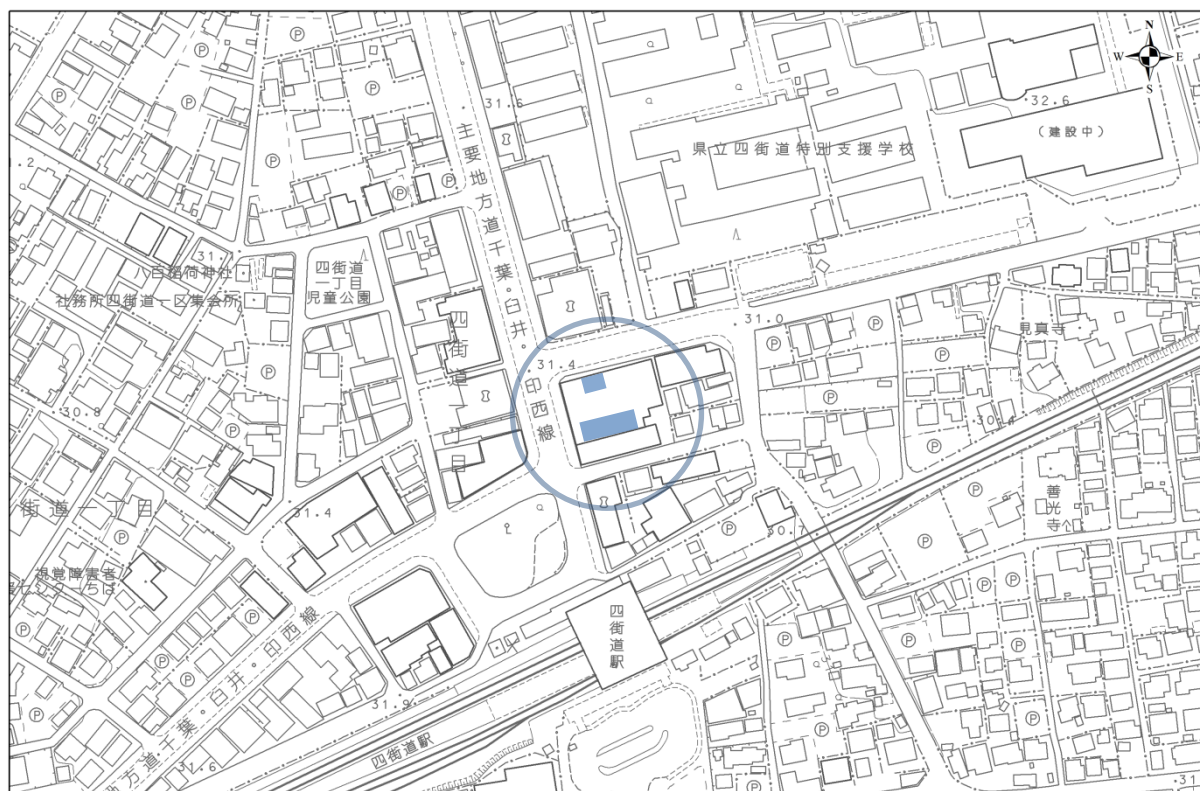
1:2,000

メートル

No.2 ベアキッズ四街道駅前園

事業所名称	ベアキッズ四街道駅前園	
事業所所在地	四街道市鹿渡 2002 番地 10	
事業者名称	株式会社 橋花会	
代表者職・氏名	代表取締役 瀬上 稔	
認可定員	(3号認定) 0歳	0人
	(3号認定) 1歳	9人
	(3号認定) 2歳	10人
	合計	19人
職員の配置	最低基準：保育士4人	配置予定数：保育士6人 ※非常勤保育士を常勤換算した数を含む
保育室の有効面積	58.79㎡ (>49.5㎡=3.3㎡×9人+1.98㎡×10人)	
屋外遊戯場	1,011㎡ (>33.0㎡=3.3㎡×10人) (四街道一丁目児童公園 1,011㎡)	
給食の実施	自園調理	
連携施設	学校法人下志津学園 認定こども園四街道さつき幼稚園	

【位置図】

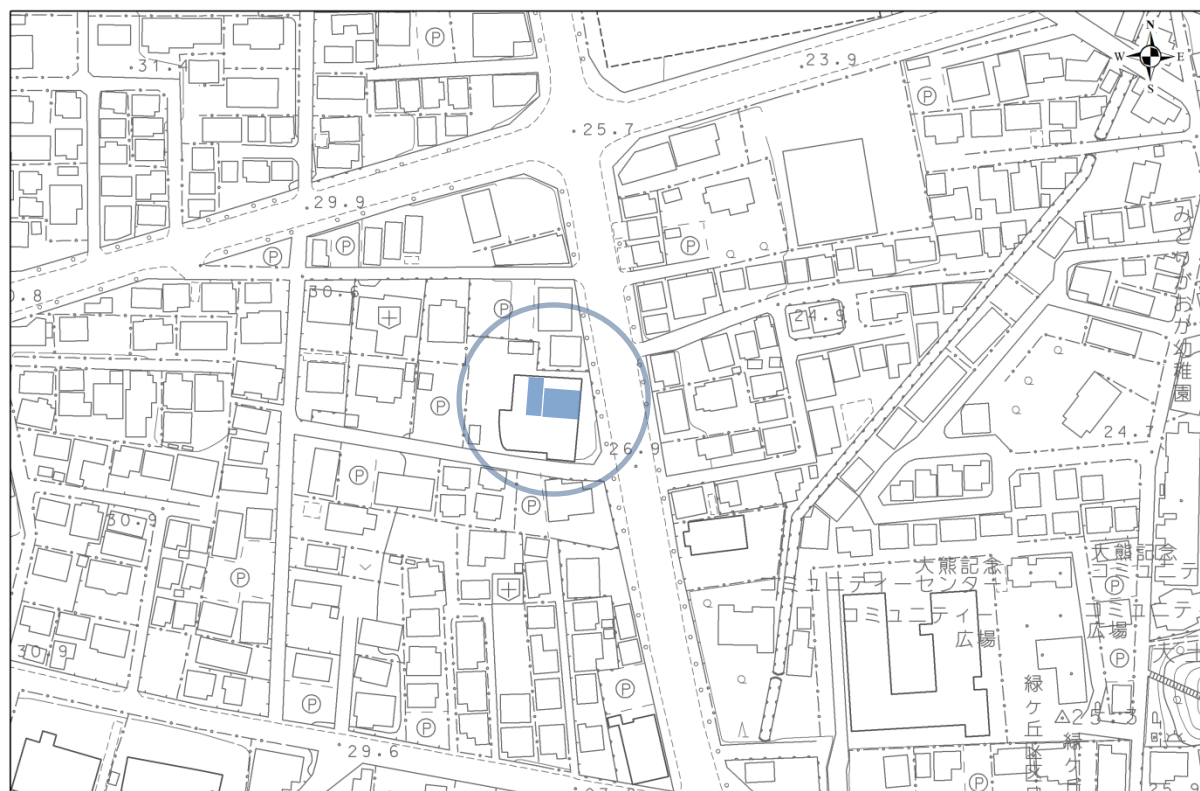


1:2,000

No.3 しあわせいっぱい保育園 四街道

事業所名称	しあわせいっぱい保育園 四街道	
事業所所在地	四街道市大日 288 番地 1	
事業者名称	株式会社 ハンドシェイク	
代表者職・氏名	代表取締役社長 小木 寿	
認可定員	(3号認定) 0歳	0人
	(3号認定) 1歳	9人
	(3号認定) 2歳	10人
	合計	19人
職員の配置	最低基準：保育士 4人	配置予定数：保育士 6人 ※非常勤保育士を常勤換算した数を含む
保育室の有効面積	53.60㎡ (>49.5㎡=3.3㎡×9人+1.98㎡×10人)	
屋外遊戯場	373㎡ (>33.0㎡=3.3㎡×10人) (緑ヶ丘第5幼児公園 373㎡)	
給食の実施	自園調理	
連携施設	学校法人河野学園 緑ヶ丘幼稚園	

【位置図】



1:1,500

メートル

令和4年4月開設予定保育所等の利用 定員の設定に係る意見聴取について

令和4年1月27日
保育課

特定教育・保育施設等の利用定員の設定に係る意見聴取について

(1) 意見聴取の概要

令和4年4月の開所を予定（保育所にあつては千葉県による認可が前提）した補助事業による認可保育所等の運営事業者を公募し、令和3年6月10日付けで設置・運営事業予定者として決定しました認可保育所1か所及び小規模保育事業所3か所の事業者から、また、幼稚園から認定こども園（幼稚園型）への移行を予定する市内幼稚園設置・運営事業者から、施設型給付費又は地域型保育給付費の支給に係る施設・事業としての確認を受けるための申請がありました。

子ども・子育て支援法第31条第2項及び同法第43条第2項の規定により、市町村長は、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を聴かなければならないとされていることから、上記5施設・事業の利用定員の設定について本審議会においてご意見を伺うものです。

(2) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援新制度においては、給付の実施主体である市町村が、教育・保育施設の設置者及び地域型保育事業の事業者からの申請に基づき、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、各施設及び事業を給付の対象として確認し、給付費（委託費）を支払うこととされています。

利用定員は、各施設及び事業の直近の実利用人員、今後の見込み等を踏まえて認可定員の範囲内で定めるものであり、認可定員と一致させることを基本とします。

○認可定員・・・施設等の面積や職員数を基に、当該施設等で預かることのできる児童数を定めるもの。

○利用定員・・・当該施設等に支払う給付費（委託費）の算定基礎として市町村が設定するもの。

(3) 当市における保育の現状

現在当市には、分園を含む保育所20か所、認定こども園1か所及び小規模保育事業所6か所の計27か所の保育施設があり、その入所状況は以下のとおりです。

(単位：人)

	利用定員	入所児童数 (a)		待機児童数 (b)		計 (a+b)
	R3.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R3.4.1
0歳児	133	90	102	0	0	102
1、2歳児	561	486	595	74	0	595
3～5歳児	894	768	821	0	0	821
計	1,588	1,344	1,518	74	0	1,518

※待機児童数は国基準に基づくものです。

※上記以外に、R2.4.1現在で61人、R3.4.1現在で76人が他市の保育所を利用しています。

利用定員の設定が必要な特定教育・保育施設等

(1) 新設予定の保育所等

募集期間	令和3年5月17日（月）～令和3年5月25日（火）
開設予定年月日	令和4年4月1日
備考	認可保育所 1か所、小規模保育事業所 3か所

認可定員の構成（人）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認可保育所	3	11	11	11	12	12	60
小規模保育事業所	0	9	10	-	-	-	19

(2) 幼稚園からの移行を予定する認定こども園（幼稚園型）

移行予定年月日	令和4年4月1日
---------	----------

認可定員の構成（人）

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
認定こども園（幼稚園型）		-	-	-	90	90	90	270
内訳	教育定員（1号認定）	-	-	-	80	80	80	240
	保育定員（2号認定）	0	0	0	10	10	10	30

利用定員の設定について

(1) 利用定員の設定に関する国の考え方

- ・認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請に基づき市町村が設定する。
- ・認可定員と一致させることを基本とする。
- ・当該施設や事業所での直近の実利用人員や今後の見込みなどを踏まえる。

(2) 利用定員の設定案

今回申請のありました次に掲げる施設・事業については、本市において保育需要が増加していることを踏まえ、次項の「利用定員の設定を予定する特定教育・保育施設等」のとおり、認可定員を利用定員として設定します。

【対象施設】

No.	事業所名称	事業所所在地	種別・定員
1	スクルドエンジェル保育園 もねの里園	四街道市もねの里6丁目 17番14, 18, 19, 20, 36	保育所・60人
2	千代田幼稚園	四街道市千代田5丁目 65番地	認定こども園 (幼稚園型)・270人
3	オンジュソリアル保育園 よつかいどう園	四街道市美しが丘3丁目 7番地11、7番地12	小規模保育事業所・ 19人
4	ベアキッズ四街道駅前園	四街道市鹿渡2002番地10	小規模保育事業所・ 19人
5	しあわせいっぱい保育園 四街道	四街道市大日288番地1	小規模保育事業所・ 19人

利用定員の設定を予定する特定教育・保育施設等

No.1 スクルドエンジェル保育園もねの里園

事業所名称	スクルドエンジェル保育園もねの里園	
事業所所在地	四街道市もねの里6丁目17番14, 18, 19, 20, 36	
事業者名称	株式会社 スクルドアンドカンパニー	
代表者職・氏名	代表取締役 若林 雅樹	
認可定員（予定）	60人	
利用定員（予定）	（3号認定）0歳	3人
	（3号認定）1・2歳	22人
	（2号認定）3歳以上	35人

【位置図】



No.2 千代田幼稚園

事業所名称	千代田幼稚園	
事業所所在地	四街道市千代田5丁目65番地	
事業者名称	学校法人 長生学園	
代表者職・氏名	理事長 永野 卓	
認可定員（予定）	270人	
利用定員（予定）	（3号認定）0歳	0人
	（3号認定）1・2歳	0人
	（2号認定）3歳以上	30人
	（1号認定）3歳以上	240人

【位置図】



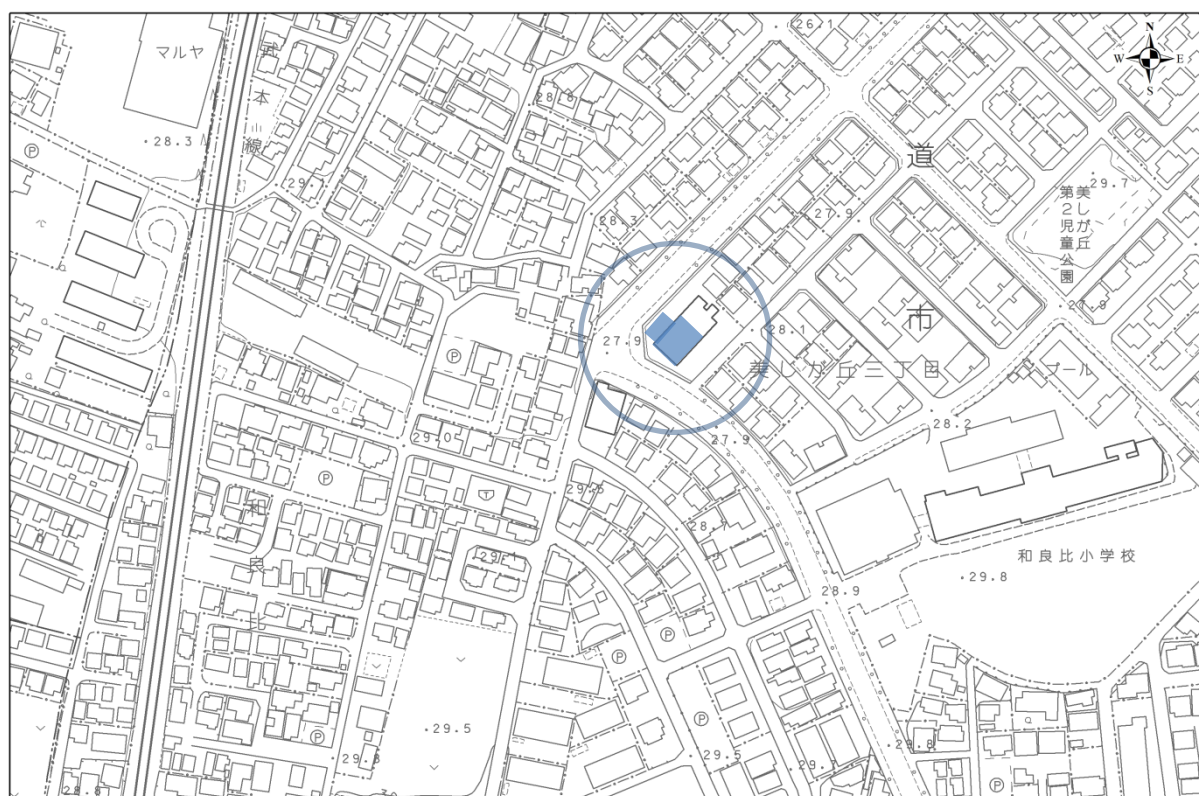
1:2,000

メートル

No.3 オンジュソリール保育園よつかいどう園

事業所名称	オンジュソリール保育園よつかいどう園	
事業所所在地	四街道市美しが丘3丁目7番地11、7番地12	
事業者名称	株式会社 グローバルナビゲーション	
代表者職・氏名	代表取締役 渡邊 彰	
認可定員（予定）	19人	
利用定員（予定）	（3号認定）0歳	0人
	（3号認定）1・2歳	19人
	（2号認定）3歳以上	—

【位置図】



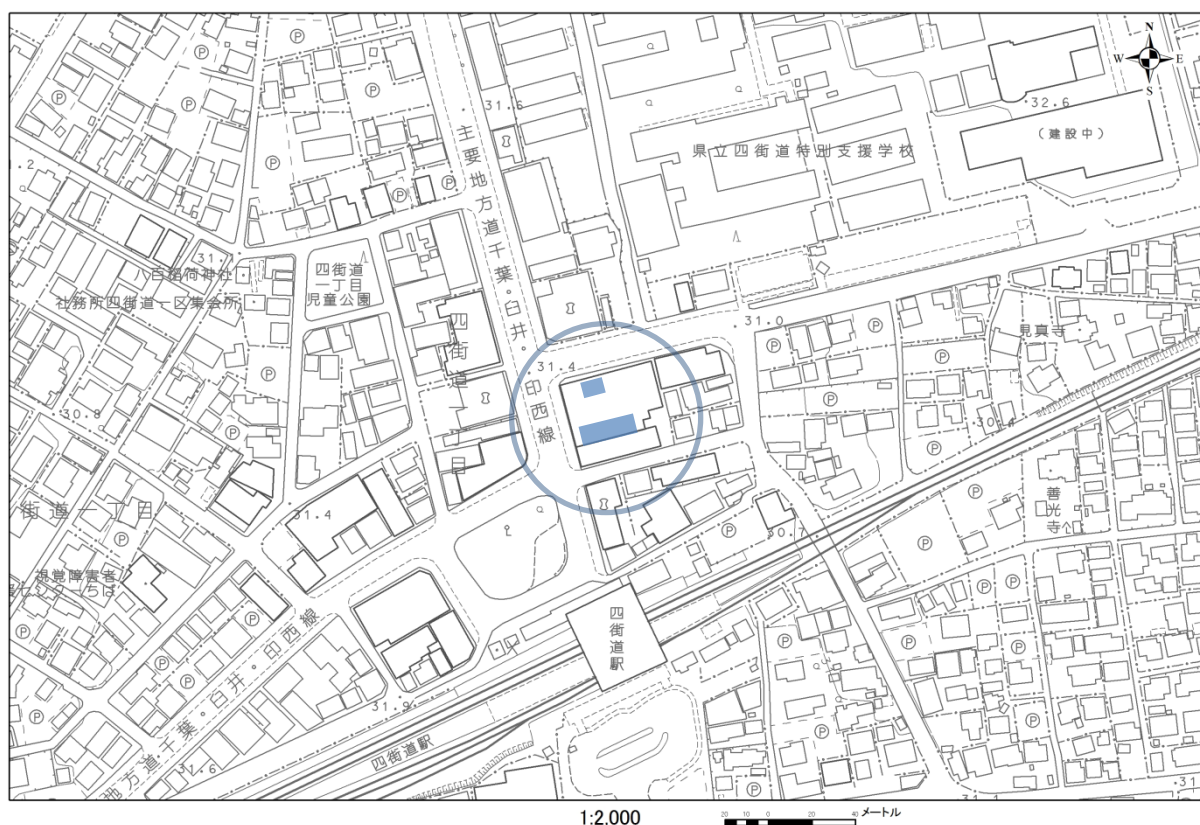
1:2,000

0 10 20 30 メートル

No.4 ベアキッズ四街道駅前園

事業所名称	ベアキッズ四街道駅前園	
事業所所在地	四街道市鹿渡 2002 番地 10	
事業者名称	株式会社 橘花会	
代表者職・氏名	代表取締役 瀬上 稔	
認可定員（予定）		19人
利用定員（予定）	（3号認定）0歳	0人
	（3号認定）1・2歳	19人
	（2号認定）3歳以上	—

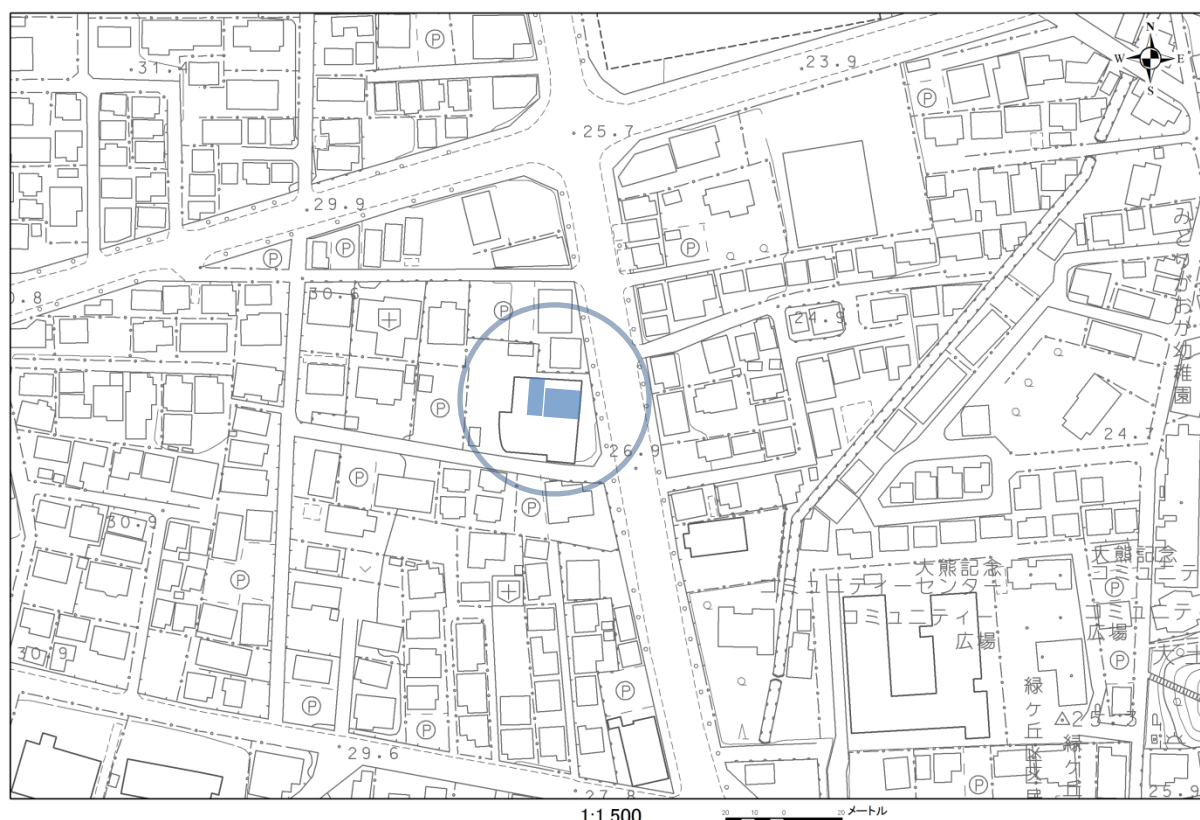
【位置図】



No.5 しあわせいっぱい保育園四街道

事業所名称	しあわせいっぱい保育園四街道	
事業所所在地	四街道市大日 288 番地 1	
事業者名称	株式会社 ハンドシェイク	
代表者職・氏名	代表取締役社長 小木 寿	
認可定員（予定）	19人	
利用定員（予定）	（3号認定）0歳	0人
	（3号認定）1・2歳	19人
	（2号認定）3歳以上	—

【位置図】



1:1,500

メートル